

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

資料5

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
1	ベンダ	<p>【戸籍の附票データの管理項目】</p> <p>「検討事項3：世帯主氏名を実装すべき機能とするか。」について</p> <p>当日の分科会にて自治体の意見としても、現行運用で必要なシーンが無いとのことでしたので、戸籍ベンダーとしても不要と考えます。</p>	<p>分科会内の意見も踏まえ、世帯主氏名は削除します。</p>
2	自治体	<p>【戸籍の附票データの管理】</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】として世帯主氏名とありますが、将来的に、戸籍附票システムが広域連携されて、本籍地でない市区町村でも戸籍の附票を業務上参照することができるになれば、戸籍の届出を受ける際に「住所・住定日・世帯主」を住所地へ電話照会する必要がなくなり、業務が効率的に行えるようになると思います。</p> <p>現行では、証明書として必要とされることもなく、世帯主氏名欄を設ける必要はないと考えます。</p> <p>なお、実装してもしなくてもよい機能とする場合、「住所や住定日の変更は伴わないが、世帯主の変更が伴う世帯変更異動（世帯合併等）」を住所地より住基ネット経由で附票システムへデータ連携を行うよう、住基ネットのインターフェースの改造や設定の変更等が必要であると考えます。</p>	<p>分科会内の意見も踏まえ、世帯主氏名は削除します。</p> <p>なお、戸籍附票システムの広域連携については想定しておりませんが、最新の住所及び住定日を確認するということであれば、附票事務において住基ネットの本人確認情報を照会することにより、確認することができます。</p>
3	ベンダ	<p>【戸籍の附票データの管理項目】</p> <p>「世帯主氏名」について、「実装してもしなくても良い機能」として整理した場合、実装ベンダから非実装ベンダへの移行の際の証明書の記載項目の整合性を考慮すると、実質的に実装が必須となるのではないかと考えられます。そのため、明確な必要性がなければ「実装しない機能」として整理するのが良いと考えます。</p>	<p>分科会内の意見も踏まえ、世帯主氏名は削除します。</p>
4	ベンダ	<p>【戸籍の附票データの管理項目】</p> <p>「備考」について、除票のイメージデータを修正する際にも同様の対応が必要になるのかという点を考慮すると、備考欄は用意せずにメモでの管理とすることでも良いのではないかと考えます。</p>	<p>戸籍の附票の除票についても住民票の除票と同様、記載事項は修正しないこととされています。テキスト化が実施できないため、イメージデータで管理されている戸籍の附票の除票についても同様です。</p> <p>そのため、除票の誤記が判明した場合等を除き、備考欄に追記することは想定されず、ご指摘のようなケースは非常に希であると考えられます。仮に、備考欄への追記が必要な場合は、イメージデータの編集機能として、文字情報の追加等が可能となっていますので（1.1.3を参照）、イメージデータの余白等に適宜、備考欄を追加していただく形になります。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
5	ベンダ	<p>【戸籍の附票データの管理項目】</p> <p>以下のとおり、在外選挙人情報（在外投票人）については、名簿登録日／抹消日を証明書の記載項目として検討していますが、「戸籍附票システム改造仕様書（インタフェース編）【暫定版5】[第0.5版].pdf」の3-103ページの本籍転属通知送信通知（EO1I）の（C）データレコード6/6を確認すると登録日がありません。</p> <p>証明書の記載項目とする場合は、上記仕様書の改訂が必要になると考えます。</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ～ ・在外選挙人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日 ・在外投票人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日 	<p>在外選挙人・投票人の登録日、抹消日及び通知受領日について、法第17条の2第1項の規定に基づき戸籍の附票においては在外選挙人名簿及び投票人名簿の登録市区町村が管理できていれば良く、また、戸籍の附票のある市区町村と在外選挙人名簿等の登録市区町村との関係において、個人を特定するために必ずしも必要な情報ではないと考えられるため、データ管理項目から削除することとしました。</p>
6	ベンダ	<p>【戸籍の附票データの管理項目】</p> <p>検討事項1について、備考欄は、証明書に記載する項目となるのでしょうか。</p> <p>それとも附票のデータベース上で管理する項目であり、記載事項にはならないのでしょうか。</p> <p>前者の場合、開発事業者が任意に仕様を決めて実装するのではなく、記載する項目を洗い出し、項目として定義する必要があると考えます。（項目化されない場合、開発事業者ごとに証明書の記載内容が異なってしまうこと（標準化されないこと）を懸念いたします。）</p> <p>後者の場合、概ね記載する事項の検討をつけて、入力文字数（全角100文字等の上限）を具体的な仕様として決める必要があると考えます。（入力文字数が決まらない場合、データ移行時に開発事業者間ごとに個別の移行仕様が策定されることになってしまうことを懸念いたします。）</p>	<p>備考欄は特別な請求があった場合に戸籍の附票の写し等に記載される項目と位置づけています。</p> <p>内容は「異動履歴」及び「その他」に分類され、「異動履歴」についてはご指摘のとおり記載方法を定義しています（20.0.3及び20.0.4を参照）。「その他」については、自由記載可能ですが「戸籍の附票の除票に誤記等があることが判明した場合にその年月日・理由、誤記等の箇所及び正しい記載」をすること等の限られた場合にのみ記載されるものと想定しており、標準仕様書において記載例を示すことにより開発事業者ごとで記載内容が大幅に異なることはないと考えています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
9	自治体	<p>【戸籍の附票の除票】</p> <p>実装すべき機能として「本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名等を省略（マスキング）できること」とありますが、この「等」には支援措置対象者を保護する際に「住所」や「本籍の一部」などをマスキングすることも想定しているならば、ぜひ実装してほしいです（手作業でのマスキングが不要になるため）。</p> <p>マスキングは、電算化前のイメージデータの戸籍の附票も電算化後の戸籍の附票も、■が好きな箇所に動かせる方法（市区町村側で隠したい部分を選択できる）だと作業しやすいです。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、実装すべき機能に「支援措置対象者に係る住所等」を省略（マスキング）できる旨、及び考え方・理由に「支援措置対象者の場合に住所等省略が必要な項目を省略（マスキング）できることを含む」といった旨の記載を追記いたします。</p>
10	その他	<p>【戸籍の附票の除票】</p> <p>いくつかの団体に聞いておりますと、200 dpiでイメージ化しているところがあります。</p> <p>案のとおり、400dpiを基本としつつ、「移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。」との要件は、残していただきたい。</p>	<p>頂いたご意見の通り、標準仕様書案の該当箇所は変更しない方針です。</p>
11	ヘンダ	<p>【空欄】</p> <p>現状、住所が空欄の附票については、標準システムへの移行に伴って住所の記載が必須となりますでしょうか。それとも、移行前に空欄であったものについては、移行後も空欄であることが認められますでしょうか。また、該当のケースは住所が不明のケースと想定しておりますが、住所が不明の場合の住所の記載方法については統一されますでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見の通り、やむを得ない事情等により住所が把握できない状況を想定して、空欄を許容しない項目より住所を削除することといたします。</p>

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
12	自治体	<p>【備考】</p> <p>実装すべき機能として、「備考欄に異動履歴及びそれに関する留意事項を入力できること」と備考を設けられていますが、23日の検討会では誤記が除票後に発見された場合に使用することを想定されている旨をお伺いしました。</p> <p>倉敷市では、附票記載事項に誤記があった場合は、行を追加する又は挿入する形で正しい記載を入力し、追加・挿入した日付も含めて証明書に出力しています。除票の場合でも同様です。</p> <p>例) 10月1日の異動通知の際に住所の地番を誤って入力し、「640番地」が正しいことが10月30日に判明した場合</p> <p>令和3年10月1日 通知 【住所】〇〇県▲▲市□□640番地1 【住定日】令和3年9月30日</p> <p>令和3年10月30日 修正 【住所】〇〇県▲▲市□□640番地 【住定日】令和3年9月30日</p> <p>本市のような方法でも、誤記がある旨を記載し、修正して正しい記載をすることは可能ですので、誤記を修正する目的で備考を設けるのであれば、備考は不要と考えます。</p> <p>実装すべきかどうかは、現在備考を使用している自治体があれば、その意見を参考にしたいと考えます。また、実装すべき機能とするのであれば、備考欄をどのように使用するか、どのような場合に証明書として出力するか具体的な基準が必要だと考えます。</p> <p>【1.1.3に同意見箇所あり】</p>	No. 8 参照
13	自治体	<p>【メモ】</p> <p>窓口対応の注意点など個人単位で情報共有できる機能があればよいと思うことはありますが、附票の業務としては、不要と考えます。</p>	分科会意見も踏まえ、メモは残す方針といたします。なお、メモは個人単位で記載できるものであり、証明書に出力されない事項の記載を想定しているため、注意点等の情報共有を目的とした利用も可能となります。

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
14	ベンダ	<p>【異動事由】</p> <p>異動事由の統一自体は賛同します。</p> <p>「住民票に関する戸籍の附票の異動事由」について、数多くの異動事由が記載されていますが、戸籍附票記載事項通知として戸籍側が受信する異動事由は以下のみです。戸籍附票記載事項通知自体を見直さないのであれば、以下の範囲で問題ないかと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入等 ・職権記載等 ・転出 ・職権消除等 ・転居 ・職権修正等 ・住民票コードの変更請求 ※ ・住民票コードの職権記載等 ※ <p>※「住民票コードの変更請求」「住民票コードの職権記載等」については住民票コードの更新のみで住所自体は変更されていないことから、不要と考えています。</p> <p>また、各戸籍ベンダーですでに設定されている異動事由について、戸籍附票システム標準仕様書の異動事由へのデータ移行は難しいと考えておりますが、特に不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>分科会内での意見も踏まえ、住基ネットの戸籍附票記載事項通知の異動事由をベースに、戸籍の届出等に係る異動事由、改製・再製を加えた形で再整理しています。</p> <p>異動事由のうち「誤記修正」及び「異動の取消」については、住民票に関するものもあることから、戸籍附票記載事項通知の異動事由に追加することを想定しています。</p> <p>なお、各戸籍ベンダで現在設定されている異動事由については、定義されている異動事由にマッピングされることを想定しています。</p>
15	自治体	<p>【異動事由】</p> <p>現在の状況を確認したところ、戸籍の附票については住基ネットから自動連携でデータを受け取っています。その流れにおいて、住記ネットで規定されている異動事由で戸籍の附票は登録を行っています。ですので、異動事由は住基ネットで規定されている内容を記載するということで良いのではないかと思います。</p>	<p>分科会内での意見も踏まえ、住基ネットの戸籍の附票記載事項通知の異動事由をベースに、戸籍の届出等に係る異動事由、改製・再製を加えた形で再整理しています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
16	自治体	<p>【異動事由】</p> <p>1.1.1で『異動履歴として管理する項目』のうち『異動事由として管理する項目』を事務処理要領第3-1-（1）-エにおける『戸籍の附票記載事由』又は『住所記載事由欄』として・・・【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】において管理することも許容する」とされているので、異動事由が証明書に出力されると想定します。</p> <p>異動事由として、住民記録システム標準仕様書の異動事由と同じものを列挙されていますが、項目は市区町村のこれまでの戸籍の附票記載事由をカバーする必要があると思われるので、悩ましいです。</p> <p>標準化して統一するのであれば、列挙されているもののうち、「住民票コードの職権記載」と「住民票コードの変更請求」は最新の住民票コードが記載されるため、管理項目としては必要でも証明書に出力される異動事由としては不要と思われます。</p> <p>「死亡」は、戸籍の記載と連動して削除マークがつくことと、住所地市区町村から戸籍の附票記載事項通知では「死亡」は送信されないことから、異動事由としては不要と考えます。</p> <p>「出生」は、住所履歴の記録順が旧⇒新か新⇒旧かで意見が分かれると思われます。</p> <p>また、「軽微な修正」は「職権修正」の一部であり、住民記録システム標準仕様書では選択できる項目のため、市区町村による選択の差が生じれば附票内で統一が取れず、証明書として市民に分かりにくいのではないかと思います。</p>	<p>分科会内での意見も踏まえ、住基ネットの戸籍の附票記載事項通知の異動事由をベースに、戸籍の届出等に係る異動事由、改製・再製を加えた形で再整理しています。</p> <p>また、ご指摘の「住民票コードの職権記載」、「住民票コードの変更請求」、「軽微な修正」は機能及び異動事由として独立させず、「職権修正等」に含めることとします。</p>
17	ベンダ	<p>【異動事由】</p> <p>標準システム移行後の異動に関してのみ管理する認識で相違ないでしょうか。現状、実装や運用されていないケースにおいては、標準システム移行前のデータについて対応することは困難かと考えます。また、例えば現状「戸籍異動」という異動事由で管理していた場合に、「出生」「死亡」のどちらにマッピングするかを判断することは困難かと考えます。</p>	<p>分科会内での意見も踏まえ、住基ネットの戸籍附票記載事項通知の異動事由をベースに、戸籍の届出等に係る異動事由、改製・再製を加えた形で再整理しています。</p> <p>なお、各戸籍ベンダで現在設定されている異動事由については、定義されている異動事由にマッピングされることを想定しています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
18	ハンダ	<p>【異動事由】</p> <p>検討事項1の備考欄に記載する異動履歴について、「資料2（さしかえ）戸籍附票システム標準仕様書案.pdf」の「1.2.1 異動履歴の管理」に記載がありますが、異動事由については、記載の事由、消除の事由、修正の事由の例示があります。現状、多くのシステムでは事由をカスタマイズできるような仕様を実装していると考えられますが、考え方・理由にあるようにデータ連携を考慮すると標準仕様として規定すべきと考えます。そのため、個々のシステムでは事由を任意に設定できることを許容した場合であっても、データ連携においては特定のコードのみを連携する仕様にすべきと考えます。（#2と同様にデータ移行を考慮すると、可能であれば個々のシステムでも使用可能な事由を特定のコードのみとした方が良いと考えます。）</p>	<p>分科会内での意見も踏まえ、住基ネットの戸籍附票記載事項通知の異動事由をベースに、戸籍の届出等に係る異動事由、改製・再製を加えた形で再整理しています。</p>
19	自治体	<p>【基本検索】</p> <p>一般的に戸籍附票システムは戸籍情報システムと同梱されており、現状は、氏名、生年月日、本籍のみで検索しています。また、交付請求時には「本籍・筆頭者」で請求があるため、ここで列挙している「氏名のフリガナ」「性別」「戸籍の附票の編製年月日」「住所」「住民票コード」で検索する機会は少ないと思われるため、実装すべき機能から外してもいいのではないかと考えます。</p> <p>一方、読み方が分からず変換できない漢字や手書き入力しても検索できない漢字が氏名にある場合に「*」で漢字を置き替えて検索できる機能を本市では使用していますが、とても便利なので実装してほしいです。</p>	<p>「氏名のフリガナ」「性別」「住所」「住民票コード」は使用するケースも想定されるため、検索キーとして項目を設けることとします。なお、「戸籍の附票の編製年月日」については頻度が低いと想定されるため、検索キーより削除します。</p> <p>また、頂いたご意見を参考に、「氏名」「本籍・筆頭者」に対して、「*」を用いた検索が実施できるよう機能を設けることとします。</p>
20	自治体	<p>【異動・発行・照会抑止】</p> <p>「抑止事由（支援措置、外字作成中、戸籍異動中等）を選択できること」とありますが、戸籍附票システムが戸籍情報システムと同梱されている場合は「外字作成中」の事由は附票の発行抑止には必要ないと思われます。なお、「戸籍異動中」は戸籍情報システムと連動して表示されることはありますが、附票業務で選択することはありません。</p>	<p>戸籍情報システムと同梱されることも想定されますが、本仕様書は戸籍附票システムの仕様書であるため、戸籍附票システムで必要とされる機能を設けております。</p>
21	ハンダ	<p>【支援対象者管理】</p> <p>「検討事項②：住所地と本籍地が同一市区町村の場合の、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携機能は必要か。」について</p> <p>現状の支援措置は、住民票 → 戸籍附票の順序で連携されるものと想定しているため、住民記録システムから戸籍附票システムへの連携の方が必要ではないでしょうか。</p>	<p>戸籍附票システムで申出を受けた場合、住民記録システムへ支援措置情報を連携する必要があるため、戸籍附票システムから住民記録システムへの連携機能は必要と考えています。なお、住民記録システムから戸籍附票システムへの連携は住民記録システム標準仕様書「7.2.3 宛名連携」で定義済みです。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
22	自治体	<p>【支援措置のデータ連携】</p> <p>本市の支援措置における対応状況と抑止設定についての考え方をご説明いたします。</p> <p>支援措置の受付後、住基システムと戸籍の附票システム（本籍人のみ）に発行抑止設定を行い、情報連携サーバに抑止設定（マイナポータルアクセス時の情報不開示設定と他課業務と支援措置情報の連携）を行います。住基システムに発行抑止設定を行うことによって、戸籍の附票システムに連携して発行抑止設定できることは望ましいと考えます。</p> <p>戸籍証明に発行抑止設定を連携すると、事務が煩雑になると考えております。戸籍証明には住所地の記載がありませんが、現住所と本籍地が一致している（近い）場合は、一部をマスキングして発行することになります。マスキングの対象となる人は、支援措置対象者の中でもごく一部です。支援措置対象者全件に発行抑止設定を連携すると、支援措置対象者の戸籍請求がある度に、支援措置担当者が1件1件確認し、発行抑止設定を解除して交付することになり、時間と手間がかかります。</p> <p>そのため、戸籍証明に発行抑止設定を連携することは不要と考えております。戸籍証明との連携内容がアラートを発する機能ということになるのであれば、あって良いのではと考えます。</p>	<p>戸籍情報システムにおける支援措置対象者に係る機能は法務省検討事項となりますが、その機能として戸籍附票システムからの支援措置情報の連携が必要ということとなれば、戸籍附票システム標準仕様書に盛り込むことを検討します。</p>
23	自治体	<p>【支援措置のチェック機能及びEUCについて】</p> <p>本市では住基システムと戸籍附票システムで発行抑止設定をかけているデータについて、その設定情報をCSVファイルで出力し、支援措置管理簿（Excel）と齟齬がないか定期的にチェックしております。設定漏れはあってはならないことであるため、標準仕様書に記載する際には、何らかのチェック機能を実装するよういただきたいと考えております。</p> <p>なお、現在、システムと支援措置管理簿のマッチングにおけるCSVファイルの出力作業はSE作業で行っています。EUC機能を実装することになれば、職員がデータの抽出をできるようになると考えております。</p>	<p>EUC機能の実装の可否については、戸籍情報の取り扱いに関係するため、現在法務省と調整しています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
24	自治体	<p>【3.2支援措置】</p> <p>支援措置対象者の管理は、住所登録地が行うことになっており、住所登録地が本籍地や前住所地、前本籍地等に発行抑止設定を依頼しています。</p> <p>その中で、3.2支援措置の項目に【実装すべき機能】として「支援措置期間終了通知を出力できること、1ヵ月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートが表示できること」と記載がありますが、住所登録地として管理していない支援措置対象者の場合、住所登録地からの通知がない限りは、支援措置を終了することはありませんので、支援措置期間終了通知の出力や期間満了1ヵ月前を知らせるアラートは不要と考えます。</p> <p>支援措置の期間が終了しても延長されないときの、「支援措置の期間が終了している旨のアラート」については、住所登録地に問い合わせすることも想定されますので、望ましい機能と考えます。</p>	<p>支援措置の管理は戸籍の附票の存在する自治体で管理することも想定されるため、機能の実装は必要であると考えています。</p> <p>支援措置が終了している旨のアラートについては、機能として実装する方向で検討しています。</p>
25	ベンダ	<p>【支援措置】</p> <p>支援措置の申出を受けた際に、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、支援措置という特殊な性質を踏まえると、データによる連携ではなく、従来どおり職員同士で申出書を回覧する方式の方が良いと考えます。（より時間の掛からないやり取りが必要であるという認識です。）</p> <p>また、住所地と本籍地が異なる場合は、現状職員同士で電話のやり取りを行っていると考えますが、同様の取り扱い（※）が望ましいと考えます。</p> <p>※電話での連絡をもって、該当者が支援措置対象者である旨のシステム登録を行い、後日郵送（又は電子的な通知）で届いた申出書（又は申出書情報）を基にシステム登録を補記するかたちとする。</p>	<p>支援措置情報を連携する際に電話や口頭での情報共有を妨げるものではありません。自治体の状況に応じて、併用して対応いただくことを想定しています。なお、本籍地自治体と住所地自治体が異なる場合は、従来と同様、郵送や電話で連携することを想定しています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
26	自治体	<p>【異動日・処理日】</p> <p>国外転出については、転出予定日が経過後に、附票に記載がされる仕様でしょうか。そうでない場合、届出日より未来日での届出が可能であるため、国外転出については、未来日を許容する記載が必要と思われます</p> <p>また、実装すべき機能として「処理日は、処理当日が自動入力されること」とあり、実装しない機能として「処理日当日以外を処理日として入力できること」とありますが、倉敷市では現行では処理日も証明書に出力しています。これは、以前、附票を19条1項通知を基に手入力していた際に、繁忙期はとくに附票に住所の履歴が反映されるまでに時間がかかっていたことから、異動日に住所履歴が反映されていない場合でも、発行された証明書の日付と異動日と処理日を見れば分かるようにしていたからだと思います。その際、処理日は、証明書の発行履歴を確認しつつ、住所人の場合は届出日を、非住所人の場合は通知受領日と同じ日を入力しています。</p> <p>標準化するにあたって、処理日が証明書に出力されるのであれば、処理当日しか入力できないとなると繁忙期に不都合が生じる可能性があるため、実装しない機能として「処理日当日以外を処理日として入力できること」を外したほうが良いと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を及び住民記録システム標準仕様書の「4.0.3異動日・処理日」を参考に、4.0.2異動日・処理日に、「異動日は、転出を除き、処理当日以前の日のみを入力できること。」と記載します。</p> <p>また、「実装しない機能」として設けている「処理日当日以外を処理日として入力できること」に関しては、処理日の改ざん等を防止するために必要な機能となります。なお、処理日は証明書に印字される内容ではなく、内部管理用の項目となります。</p>
27	自治体	<p>【軽微な修正】</p> <p>署名用電子証明も、戸籍附票の内容を参照し、国外転出者が利用できるようになるのでしょうか。その役割を住民基本台帳が担うのであれば、戸籍附票で軽微な修正を管理する必要性はないものと考えます。</p>	<p>デジタル手続法による公的個人認証法の一部改正により、国外転出者については、戸籍の附票に記載された情報を元に個人を一意に特定し、署名用電子証明書の発行を受けることができるようになります。</p>
28	自治体	<p>【CSへの自動送信】</p> <p>変更前：CSへ連携できなかった場合のエラー表示 変更後：CSへ連携できなかった場合のエラー表示ができること。 脱字の修正。</p>	<p>ご指摘を踏まえ仕様書記載内容を修正いたします。</p>

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
29	その他	<p>【CSへの自動送信【実装すべき機能について】】</p> <p>→現在、8市町で住基ネットCSを共同利用しており、このため別添資料（共同利用パターン2）に基づき、中継サーバを設置しています。</p> <p>仕様書案に「住基ネット共同利用に対応し、住基ネットCSサーバ（附票AP）で受信した電文を、構成自治体に振り分ける機能を有すること。」とありますが、現行のとおり、中継サーバを利用する構成との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、考え方・理由に「接続構成パターンに準じた形を想定する」旨を補記するようにいたします。</p>
30	ベンダ	<p>【論点6.一部証明に係る帳票を実装すべきか。】</p> <p>現状の附票のコンビニ交付においては、一部の構成員のみを指定した証明が可能となっている認識のため、コンビニ交付の仕様との整合性の考慮も必要かと考えます。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ、コンビニ交付システムの仕様書との整合性を確保しながら策定していきます。</p>
31	ベンダ	<p>一部証明に係る帳票を実装すべきかについては、戸籍の証明書は法令で規定されているものしか発行できない仕様となっているため、附票証明書についても同様の扱いとする必要があると考えます。そのため、法令として規定しないのであれば、標準仕様書でも実装しない機能として定義するべきと考えます。</p>	<p>一部の者を記載する個人証明に関しては「実装すべき機能」として設ける想定です。</p> <p>一方、証明事項のうち一部の項目を記載する部分証明（行政証明）に関しては、「実装してもしなくても良い機能」として定義しています。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
32	自治体	<p>戸籍附票のデータ項目のうち、戸籍に基づくデータ項目については、戸籍システム標準仕様書のデータ項目を引用すべきと考えます。ただし、文字に起因する改製不適合戸籍に係る戸籍附票の氏名文字の取り扱いには、別に整理する必要があります。</p> <p>「在外人選挙人名簿」と「在外投票人名簿」は区別することなく、「在外選挙人及び投票人名簿」と表記して差支えないと考えます。</p> <p>↓標準仕様書修正案 【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】 【戸籍に基づくデータ項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ・氏名 ・生年月日（和暦で管理すること。） ・性別（戸籍におけるの父母との続柄） <p>【住民基本台帳に基づくデータ項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所（方書を含む。）の履歴（最新の住所を含む） ・住所を定めた年月日の履歴（最新の住所を定めた年月日含む。） ・住民票コード ・国外転出者である旨（国名等）、転出予定年月日 <p>【在外選挙人名簿に基づくデータ項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外選挙人及び投票人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日 	<p>原則としては、住民記録システム標準仕様書においても、業務システムに準じた項目の分類としていないことから、住民記録システム標準仕様書と同様の記載といたします。</p>
33	自治体	<p>戸籍の附票の除票の記載事項に誤記があることが判明した際の修正方法は、備考欄に誤記である旨及び正しい記載等を入力する方法によらず、現在附票の誤記修正と同様に戸籍の附票の除票の記載事項を直接修正する方法に改めるべきと考えます。</p> <p>戸籍に基づく情報項目（戸籍の表示、氏名、性別、生年月日）は、戸籍の除籍及び戸籍の附票の除票であっても、戸籍訂正により修正されることがあります。戸籍の附票の除票における修正方法を備考欄への記載とした場合、戸籍システムの「戸籍の表示、氏名、性別、生年月日」と戸籍の附票システムの「戸籍の表示、氏名、性別、生年月日」を別々に管理する必要が生じます。</p> <p>また、当該除籍における除籍謄本と戸籍の附票の除票の写しを交付した際に、除籍謄本にあつては修正後の「戸籍の表示、氏名、性別、生年月日」が表示されるのに対して、戸籍の附票の除票の写しにあつては、修正前のものが表示されることとなり、双方の証明内容に不整合が生じ混乱を招くと考えます。</p> <p>よって、現在附票と同様に、修正履歴は必ず記録したうえで、戸籍の附票の除票の記載事項を直接修正する方法にすべきと考えます。</p>	<p>除票は除票となった時点の情報を管理すべきであり、誤記修正を含む修正が不可となります。そのため、備考欄を設けて、除票に含まれている誤記修正等の内容を記載できるものとしています。</p>

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
34	自治体	<p>所在不明者等については、戸籍の附票の住所欄の記載が行えないことから、「住所」の空欄を許容する必要があると考えます。</p> <p>↓標準仕様書修正案</p> <p>【空欄を許容しない項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍の表示（本籍・筆頭者氏名） →住所 ・ 生年月日（戸籍の附票の除票の場合を除く。） 	<p>頂いたご意見の通り、やむを得ない事情等により住所が把握できない状況を想定して、空欄を許容しない項目より住所を削除することといたします。</p>
35	自治体	<p>不詳日付の取り扱いは、その項目により、戸籍システム標準仕様書又は住民記録システム標準仕様書の記載内容に準拠すべきと考えます。</p> <p>戸籍の附票に記載される「生年月日」「住所を定めた年月日」「転出予定年月日」のうち、「生年月日」については戸籍と一致させる必要があることから、戸籍システム標準仕様書の記載に準拠するよう整理すべきと考えます。</p> <p>また、「住所を定めた年月日」「転出予定年月日」については、住民記録システム標準仕様書に準拠するよう整理すべきと考えます。</p>	<p>頂いたご意見の通り、年月日の扱いは戸籍情報システム及び住民記録システムに準拠すべきであることから、考え方・理由にその旨を記載しております。また、詳細な連携要件については、今後デジタル庁を中心に検討がなされていきます。</p>
36	自治体	<p>備考欄の記載に関する法的根拠を整備すべきと考えます。</p> <p>附票の記載事項は住基法第17条及び第17条の2に規定されている事項のみであり、省令等に委任されている事項もありません。したがって、現時点で記載事項として規定されていない備考欄を追加する場合、自治体の任意記載事項としての位置づけとするのか、法改正により法定記載事項とするのか等に関する検討が不可欠であると考えます。</p>	<p>事務処理要領第3-1-(1)エにおいて、戸籍の附票記載事由欄、住所記載事由欄等を設けてよいものとしております。</p>
37	自治体	<p>戸籍の附票の写しに備考欄を出力する場合は、項目単位で出力又は不出力の選択ができる機能が必要と考えます。</p> <p>「1.1.13備考」において、「備考が入力されたものについては、戸籍の附票の写し等の証明書に出力されること。」とされていますが、住民記録システム標準仕様書〔20.0.5備考の記載〕と同様に、個人情報やプライバシー保護の観点から、公証することが求められない備考の記載内容を省略できる機能が必要と考えます。</p> <p>↓標準仕様書修正案</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>「…備考を記載するかどうかを備考の段落ごとを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。」</p>	<p>頂いたご意見を参考に、様式・帳票要件において定める方針としております。</p>

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
38	自治体	<p>【戸籍の異動に伴う異動履歴の管理】</p> <p>異動履歴の管理は、「戸籍の異動に伴うもの」と「住民票の異動に伴うもの」を整理して記述することが望ましいと考えます。</p> <p>戸籍の異動に伴う異動履歴として管理すべき項目は、以下のとおりと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍単位で管理する項目 「編製日」「消除日」「改製日」「改製消除日」 ○構成員単位で管理する項目 「入籍日」「除籍日」「処理日」「訂正日（修正日）」 <p>等が考えられます。</p> <p>※転籍による戸籍の附票の消除の場合は、転籍による「消除日」を記録し、在籍者の「除籍日」には日付を設定しない。（戸籍システム標準仕様書の取り扱いに準拠すべきと考えます。）</p> <p>なお、「入力場所」「入力端末」については「1.3.1入力場所・入力端末」の項で一括して記載すべきと考えます。</p>	<p>業務システムごとに項目を分けず、戸籍附票システムで必要となる項目を列挙することを想定しています。</p> <p>戸籍単位で管理する項目は、「1.1.1 戸籍の附票データの管理」で管理項目としています。また、構成員単位で管理する項目は、異動日及び異動事由で把握することが可能です。「入力場所」「入力端末」は異動履歴と併せて記録されるものであるため、住民記録システム標準仕様書に合わせて本項目に記載しています。</p>
39	自治体	<p>【住民票の異動に伴う住所履歴の管理】</p> <p>異動履歴の管理は、「戸籍の異動に伴うもの」と「住民票の異動に伴うもの」を整理して記述することが望ましいと考えます。</p> <p>住民票の異動に伴う住所履歴として、構成員の住所履歴毎に管理すべき項目は、「記録日」「記録事由」「消除日」「住居表示等実施日」等が考えられます。</p> <p>なお、「入力場所」「入力端末」については「1.3.1入力場所・入力端末」の項で一括して記載すべきと考えます。</p>	<p># 8 同様</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
40	自治体	<p>戸籍の異動に伴う「本籍」「筆頭者」「氏名（構成員）」「生年月日」「性別」の異動については、異動事由は不要と考えます。</p> <p>住民票の異動に伴う住所履歴の異動処理においては、法19条第1項に基づくものと法第19条第3項に基づくものがあるため、以下の異動事由を設けるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法19-1(19-4)通知 ・法19-3通知 ・職権修正 <p>また、上記の異動事由とは別に、住所履歴の各々に「戸籍の附票記載事由」として以下の事由を記録することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法19-1入力 ・法19-3入力 ・回復 ・住所設定 ・職権消除 ・職権消除 ・住所記録消除（不在住） ・住居表示変更 ・住居番号変更 ・土地の名称及び住居表示変更 ・土地の名称変更 ・市制施行 ・行政区画変更、等 	<p>異動事由に関しては、分科会における構成員からの意見を基に、現在改造仕様書に定義されている異動事由をベースに再検討いたします。ご提示いただいたような詳細な事由に関しては、戸籍附票の異動の起因となった住民記録システムや戸籍情報システムで管理されている事項であり、詳細事由を把握する必要性が生じた際に当該システムを参照するのみで、戸籍附票システムにおいて実務上の支障は生じないと想定しています。</p> <p>なお、戸籍の異動に伴う異動事由については、戸籍附票システムが戸籍情報システムと別で構築されることを前提に標準仕様書を記載しているため、戸籍の異動についても記録することとしています。</p>
41	自治体	<p>この機能は不要と考えます。</p> <p>軽微な修正（規則第11条第3項第2号）は、都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項を定めたものであり、戸籍の附票の記載事項には該当しないため、不要と考えます。現行事務においても、一切使用していません。</p>	<p>戸籍附票システムにおいて軽微な修正を実施することが想定されないため、本機能は削除いたします。</p>

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）分科会（第13回）へのご意見と対応方針

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
42	自治体	<p>戸籍の附票の写し等を発行する際は、一部の構成員を選択できる機能を明記すべきと考えます。</p> <p>↓標準仕様書修正案</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>証明書（戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し）を発行する際は、同一の戸籍の全構成員分又は一部構成員分を選択できること。</p> <p>一部構成員を選択する機能が実装されない場合、平成17年2月24日付け総行市第192号通知に則った運用を断念することとなる。当該通知は法令ではないが、少なくとも総務省から構成員の一部の証明の交付を相当とする見解が示されている以上、取扱いの参考としている自治体も多いのではないかと考えます。</p> <p>また、交付申出者が構成員の一部の証明の交付を希望することも多いため、実務上の必要性も高いといえる。例えば、本人等請求により自らの附票の写しを取得する場合、自動車のディーラーや金融機関等の第三者に提出することが多く、手続きに無関係な家族の住所を記載してほしくない旨の申出が非常に多い。DV被害者等支援措置申出者に係る附票の交付申出が加害者からなされた際も、当該申出者のみを省略した一部証明を交付することで加害者の理解を得ることがある。しかし、全部証明のみの取扱いとすると、加害者自身が被害者の情報は記載しなくてもよいと申し出た場合を含めて、一律不交付とすることとなり、自治体の負担が著しく過大となる。</p> <p>他方、公用請求の場合も、交付申出者である官公署が、不必要な個人情報取得・保管することを避けるため、構成員一部の交付申出がなされることも珍しくない。</p> <p>以上から、構成員一部の証明を発行する需要も根強く、実装すべき必要性は非常に高い。</p>	<p>分科会で頂いたご意見を踏まえて、一部構成員のみの戸籍の附票の写しを個人証明と位置づけ、標準仕様書において定義し、仕様書の記載内容を修正いたします。</p>
43	自治体	<p>戸籍の附票の記載事項証明書の制度を創設すべきと考えます。</p> <p>各種証明書や申請・届出等において「性別」の表記は真に必要なものを除いてLGBT等を考慮して省略する方向にあると考えます。住民票の写しにおいては「性別」の表記を省略することはできませんが、住民票記載事項証明書において省略可能とされています。これに準じて、戸籍の附票においても、記載事項証明書の発行を可能とするよう法令の改正が必要と考えます。</p>	<p>自治体における需要を鑑みて、標準仕様書においては「実装してもしなくても良い機能」として定義します。</p>

No.	分類	指摘内容	ご意見に対する方針
44	自治体	<p>住所と本籍が同一区市町村にある戸籍の附票において、住民票と戸籍の附票との整合性確認を行う機能が必要と考えます。</p> <p>戸籍の附票に記載する住所は、法に基づく通知等により職権で記載しますが、様々な要因により、記載漏れ、誤記、転出届出後に住所を定めない者等、戸籍の附票の記載内容と住民票の実態とに齟齬が生じます。住所と本籍が同一区市町村にある者にあつては、住民票の写しも戸籍の附票の写しも同一区市町村長が公証し、その記載内容に齟齬がある状態は解消すべきであるため、住民票と戸籍の附票の整合性を確認する処理が必要と考えます。</p> <p>なお、戸籍の附票への住民票コード等の記載事項の追加により、現在、住民票と戸籍の附票との突合作業を実施していますが、住所と本籍が同一区市町村内にある者の住民票と戸籍の附票とに不整合が生じているものが散見されています。</p>	<p>住民記録システム上の住所と戸籍附票システム上の住所の整合性については、法第19条1項通知に内容を反映することでずれが生じえないものと想定しています。</p> <p>また、住民記録システム標準仕様書の「7.2.4 戸籍附票システム連携」の考え方・理由において、住民記録システムと戸籍附票システムの直接連携は実装しないこととしていることから、整合性確認機能の実装は想定しておりません。</p>